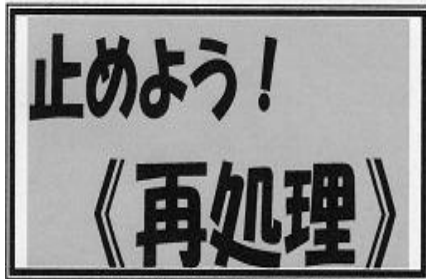


三陸の海を放射能から守る
岩手の会 (略称) **三陸の海・岩手の会**
 郵便振替 02240-5-102650
 ホームページ 《再処理／岩手の環境》
<http://sanriku.my.coocan.jp/>
 《本紙の全バックナンバー掲載》



《**天恵の海**》
 2017(平成 29)年
 3月9日
 第175号
 編集事務局 S.Oshida
 TEL・FAX 019-623-1636

速報

市民運動の成果!
滝沢市アルファ廃棄物
受け入れを見送る

岩手県滝沢市は、日本アイソトープ協会から協議のあった滝沢研究所(RMC)へのアルファ核種治療廃棄物の搬入について、見送りとするとの判断を行い文書で通知しました。放射線監視委員会各委員宛の文書は三月二日付けで送られて来ましたが、同様の通知がアイソトープ協会へもなされたものと思われまます。この方針は柳村典秀市長が二二日開催の市議会全員協議会で、「市民の十分な理解が得られなければ受け入れは難しい」との見解を示していました。

アルファ核種治療薬「ゾーフィゴ」の危険性について昨年九月の放射線監視委員会において市民側委員から疑義が出され、その後地元住民や有志市議らによる学習会が開催され、市当局へ要請、陳情がなされました。一月一九日に市長、アイソトープ協会、医師を交えた臨時の監視委員会が開催され、その論議を踏まえ、見送りの判断となったと思われまます。

史上初の「アルファ核種治療薬・ゾーフィゴ」の危険性については、当会会報第一七一号の通りですが、この滝沢市の判断により、全国の各医療施設からのアルファ核種廃棄物の滝沢市への集中的搬入は取りあえず止められました。

今後、アルファ核種剤投与患者の家庭や公共の場における汚染、患者の生活の質(QOL)はどうかかなど、薬事行政が問われます。質問主意書を提出する予定です。

さようなら原発 岩手県集会 2017

基調講演

『**原発事故その後～福島の間**』

講師 馬奈木 巖太郎氏

弁護士:「**生業を返せ、地域を返せ**」福島原発訴訟団事務局長

『生業訴訟』ホームページ <http://www.nariwaisoshou.jp/>



大ホール満杯の集会参加者

講演要旨

事故直後 国と東電が取った行動

六年前の原発事故の年五月、二本松市で開催された被災者の相談会に出席し、「この先自分の生業や生活はどうか」という参会者の切羽詰まった切実な訴えを聞いて、私はこの「なりわい訴訟」に取り組み、二〇〇回近く福島に通い続けています。

「同心円の避難区域」設定の意味

福島原発事故が起こったとき、五キロ、一〇キロ、三〇キロという同心円の避難指示区域が設定されました。この同心円はその後、放射能値によって三段階の「被災区域」に変形しました。言うならば加害者である国や東電が「被災区域」を決め、次ぎのような施策が進められました。

①区域内が被災者であり、区域外は被災者とは扱わない。②区域のリンクが被災者への損害

二月二五日(土)盛岡市内サンピル大ホールいっぱい約四五〇人を集めて、さようなら原発岩手県集会在開催されました。集会参加者は、国と東電の事故責任を問う「なりわい訴訟」の現状についての基調講演と岩手県内の運動の報告を受けました。県内運動の報告では、当会からの「滝沢市日本アイソトープ協会RMCへのアルファ核種治療廃棄物搬入阻止」の運動について、原発早期撤退・県学識者の会からは「核ごみ最終処分反対のアピール」がありました。集会后盛岡市内でデモ行進を行いました。

二〇一三年福島原発論のつぎ

賠償の金額に矮小化された。③被災者の多種多様な被害を無視して賠償金見舞い金が差別化され値切られた。④区域ごとに解除時期を設定し一方的な損害賠償のうち切りが進められ三月には大量になされる。しかし放射能は原発からの同心円で、あるいは居住区別に広がるわけではありません。加害者である国や東電の手の内で、被害者が分断差別されてしまう施策が進められたのです。

無責任な国や東電

事故以来、加害者の東電や国は「あんな大津波は予想出来なかった」と開き直っています。しかし、大津波は予想出来たのです。二〇〇二年の国の地震調査研究推進本部の「長期評価」は明治三陸大津波並みの大津波が福島原発を襲うことを予測していました。二〇〇八年には東電自身が試算を行い福島第一原発が高さ一五・七メートルの津波に襲われると算出していました。さらに、電源の高台移転など対策を行えば良かったのです。

福島原発事故は、未だに汚染水が流出し事故原因も明らかになっていません。福島事故は現在進行形です。事故の被害は子孫にも及び、予測出来ない被害が顕在化するかも知れません。

「緊急時被ばく線量」を安全基準にすり替え

事故直後、被ばくからの避難の訴えに、国や県は「年間二〇ミリシーベルト以下を避難基準にする」というとんでもない方針を出しました。これは、「放射線管理区域が年間五・二ミリシーベルト以下」ですからものすごく危険です。もちろん線量限度「年間一ミリシーベルト以下」という日本の法的基準も無視しています。

ICRPは核事故などの「緊急時の被ばく状況」を二〇〇一〇〇ミリシーベルト／年としていますが、この「非常時の基準」を、日本政府は「安全の指標」であるとか「避難指示解除の指標」

「被害の有無の指標」などに読み替えました。このすり替えられた「二〇〇ミリシーベルト基準」によって、この三月には、避難指示区域の解除と、区域外「自主」避難者の住宅支援打ち切りを強行しようとしています。

「上からの安全」の一方的判断は「下からのもう大丈夫なはずだ」という判断を生みだし、被災者を挟撃しています。非科学的非人道的政策に「ダメだ！」という声をあげて行かねばなりません。

例えば交通事故ならば

例えば交通事故の場合、加害者は被害者へ心からの謝罪と償いをするしなければなりません。ところが、国と東電は「避難区域」を一方的に線引きし、差別的な「補償・見舞金」を支給することによって幕引きを図りました。これは加害者が被害者を一方的に選別し、お金で「解決」するという、極めて不誠実なやり方であり、被害者の声を押さえつける酷い仕打ちです。

被ばくから子どもも大人も守れ!



集会参加者は、福島原発事故は終わっていないぞ！大人も子どもも被ばくはいやだ！原発を進める政府はいらない！とシュプレヒコールしながら、土曜日の大通りをサウンドを交えてデモ行進しました。

問われる次世代への責任

ふるさとを返せ!

裁判などに縁の無かった人たちが「ふるさとを失った。生業を失った。家族を失い、近隣や親しい友と別れた。将来の夢や計画が壊された」と憤り、その償いを加害者の国と東電に求め原告になりました。

原告としての参加し、一大訴訟となりました。公判はすでに二三四回を重ね、三月末には結審、八月頃には判決です。一人の結集をめざし勝訴を勝ち取ります。

被害者全体の救済を!

この裁判は、事故前の被災者の生活を取り戻すという事だけではなく、将来世代も含めて原発事故のあらゆる被害者の救済を要求しています。九〇歳のおじいさんは「孫と一緒に山菜を採りに行けなくなつた。許せない」と語り、

郡山のお母さんは「子供を抱っこし給水車に並んでいた。その時線量がものすごく高かった。子供を被ばくさせてしまった。知らせなかった国に怒りを覚え原告になった」と語っています。みんな、次の世代を考え、責任を果たすために訴訟に参加しています。

私達は、原発被害を根絶させるために、原発はゼロにするべきだと身に染みて感じました。原発は、被ばくを前提として作業する人々の存在によって支えられていたのです。誰かを被ばくさせて得られる「豊かな生活」などご免です。

日本国憲法の示す道

憲法施行七〇年の年。「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることがないように決意し主権が国民に存する」として制定した憲法の指し示す道が、被ばくの無い日本の建設の道です。(取材・まとめ・尚)

集めよう!

「なりわいを返せ、地域を返せ!」福島原発訴訟 公正な判決を求める 署名名 集約先 〒960-8111 福島市五老内町九一四 オフィスビル二階北 なりわい訴訟原告団